



正しい剰余金処分案を作成するには

Question

事業協同組合である当組合では、当期純利益と前期繰越利益を合算した金額をそのまま次期繰越利益として処理する剰余金処分案をこれまで作成していました。しかし、この剰余金処分の方法は正しくないと聞きましたが、正しい剰余金処分案を作成するために必要な手続きを教えてください。

Answer

利益準備金や特別積立金の額が貴組合の定款で規定した金額に達していなかったり、定款で教育情報事業を行うこととしているのに、教育情報費用繰越金に繰越を行っているいなかったりすれば、ご理解の通り、正しくない剰余金処分案と言えます。貴組合は事業協同組合であることから、剰余金処分として教育情報費用繰越金を当期純利益から定款で規定した割合で積み立て、かつ、利益準備金や特別積立金が貴組合で規定した金額に達していない場合、こちらも定款で規定した割合で積み立てることで、正しい剰余金処分案となります。下記に各積立項目を説明します。

(1) 利益準備金 (法定)

組合の内部留保を厚くし、財政基盤を強固なものにするため、中小企業等協同組合法 (以下、中協法) 第58条第1～3項又は中小企業団体の組織に関する法律 (以下、団体法) 第5条の23第3項又は第47条第2項 (出資商工組合・出資商工組合連合会のみ) で規定されています。少なくとも出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額 (前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額) の10分の1以上を積み立てなければなりません。なお、共済事業を行う組合は事業の性質上、積立率が割増されます。

(2) 教育情報費用繰越金 (法定)

組合で実施する研修会等の費用にあてるため、定款で教育情報事業を行うこととして規定している場合には、中協法第58条第4項において、当期純利益金額の20分の1以上を繰越さなければなりません。また、この繰越金は、①積み立ての上限がないこと、②繰越義務の対象組合は事業協同

組合、事業協同小組合及び事業協同組合連合会であることにご注意ください。

(3) 特別積立金 (任意)

定款で定めた任意積立金で、財政基盤の強化等を目的に積立てる場合が多いです。

剰余金処分案は下記の両方に該当する場合に作成することが定められています (中協法施行規則第106条または団体法施行規則第43条)。

- ① 当期末処分利益と組合積立金の取崩額の合計額がゼロを超える場合
- ② 剰余金の処分がある場合

「当期末処分利益金額と組合積立金の取崩額の合計がゼロを超える場合であってかつ、剰余金の処分がある場合」には「組合積立金の取崩を行わない場合」や「剰余金処分を行わない場合 (次期に繰り越す場合)」といったケースも含まれると解釈されます。これ以外の場合には、損失処理案を作成することになります。

「剰余金処分を行わず、次期に繰り越す場合」は、当期純利益がゼロ以下であるために、利益準備金や教育情報費用繰越金の積み立てが行えない状況を指します。このときは、当期純利益と前期繰越利益の合計額がゼロを超えていれば、剰余金処分案の作成となります。

当期純利益がゼロを超え、さらに利益準備金や特別積立金が定款で規定した金額に達していない、または定款で教育情報事業を行うことと規定しているにも関わらず、剰余金処分を行わないケースは、前述の「剰余金処分を行わない場合 (次期に繰り越す場合)」には含まれません。